⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型　提案Ⅰ型【施工体制確認型併用】）
⑸　入札前価格交渉の有無　無
⑹　手続におけるその他の交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kaoru Matsusaki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Onahama Road, Yamada
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 19 February 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 7 May 2018
⑹　Contact point for tender documentation : Shinji Kawasaki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, Japan 980―0021 Tel. 022―217―1726

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年２月２日
国立大学法人千葉大学
契約担当役事務局長　猿渡　政範
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　千葉大学（医病）中央診療棟新営その他工事
⑶　工事場所　千葉県千葉市中央区亥鼻１―８―１　千葉大学亥鼻団地構内
⑷　工事概要　医学部附属病院の中央診療棟・リニアック棟の新営建築工事。なお、関連する電気設備工事は別途発注済みであり、機械設備工事は別途発注される予定である。中央診療棟・リニアック棟　構造：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、免震構造（中央診療棟）、鉄筋コンクリート造（リニアック棟）、建築面積：5,101.54㎡、延床面積：32,506.18㎡
⑸　工期　平成32年９月30日（水）まで［全体工期約31ヶ月］
⑹　使用する主要な資機材
・コンクリート　約29,200㎥（中央診療棟：約26,000㎥、リニアック棟：約3,200㎥）
・鉄骨　約5,800ｔ（中央診療棟のみ）
・鉄筋　約3,040ｔ（中央診療棟：約2,700ｔ、リニアック棟：約340ｔ）
・ガラス　約980㎡（中央診療棟：約960㎡、リニアック棟：約20㎡）
⑺　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）または次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省又は国立大学法人千葉大学において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単体又は共同企業体の代表者は、平成14年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積6,500㎡以上の病院の新営工事
⑸　共同企業体の構成員は、建築業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。
⑹　共同企業体の構成員は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
⑻　共同企業体の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とする。
⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の施工の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑽　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、千葉大学から「国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領」及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑾　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑿　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当するもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第２項の規定に抵触するものでないことに留意すること。
①　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　親会社と子会社の関係にある場合
㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⒀　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。
⒁　警察当局から、暴力団が実質的に経営的支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　入札手続等
⑴　担当部局　〒263―8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町１番33号　国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課　電話043―290―2120　電子メールeai2121@chiba-u.jp